

# 目黒清掃工場建替事業 「環境影響評価書案」

あらまし



完成イメージ図

平成27年6月

# 目 次

1	事業の目的	1
2	事業の概要	2
3	施工計画	4
4	施工後の計画	6
5	環境影響評価の項目	9
6	環境影響評価の概要	10
6.1	大気汚染	10
6.2	悪臭	11
6.3	騒音・振動	12
6.4	土壌汚染	14
6.5	地盤	15
6.6	水循環	16
6.7	日影	17
6.8	電波障害	17
6.9	景観	18
6.10	自然との触れ合い活動の場	18
6.11	廃棄物	19
6.12	温室効果ガス	20
7	関係地域	21
	【資料1】事業計画の策定に至った経過	22
	事業計画の策定	22
	地域住民との取組	22
	【資料2】予測値及び評価指標等の詳細	23
	大気汚染	23
	悪臭	27
	騒音	27
	振動	29
	土壌汚染	30
	廃棄物	33
	温室効果ガス	34
	【資料3】意見書の提出について	35
	環境影響評価書案の縦覧場所	35
	環境影響評価書案への意見書の提出	35

# 1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合(以下「清掃一組」という。)は、23 区が清掃事業を実施するにあたり、中間処理(ごみの焼却処理や不燃・粗大ごみの処理)を共同で行うため、平成 12 年 4 月に 23 区の総意で設立された特別地方公共団体です。

清掃一組では、この中間処理に係る具体的な取組を定めるものとして一般廃棄物処理基本計画(以下「一廃計画」という。)を策定し、「循環型ごみ処理システムの推進」を目標としています。この目標に向け、効率的で安定した中間処理体制を確保するために、計画的な施設整備を行うとしています。

本事業は、この一廃計画に基づいて、目黒清掃工場を建て替えるものです。

## 一般廃棄物処理基本計画

### 【目標】

循環型ごみ処理システムの推進

### 【施策】

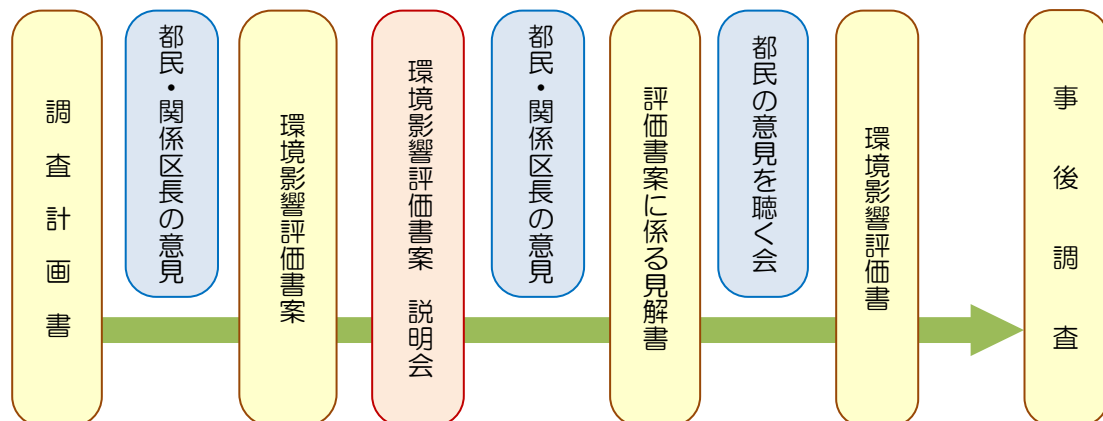
- 効率的で安定した中間処理体制の確保
- 環境負荷の低減
- 地球温暖化防止対策の推進
- 最終処分場の延命化
- 災害対策の強化

## ( 参考 ) 環境影響評価とは

東京都が定める「環境影響評価制度(環境アセスメント制度)」とは、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者自らが予測・評価するものです。その内容については、住民の皆さんや関係する地元自治体の意見を聴きながら、東京都から選任された委員が専門的立場から審査します。

このように、事業の実施において、適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続を環境影響評価制度といいます。

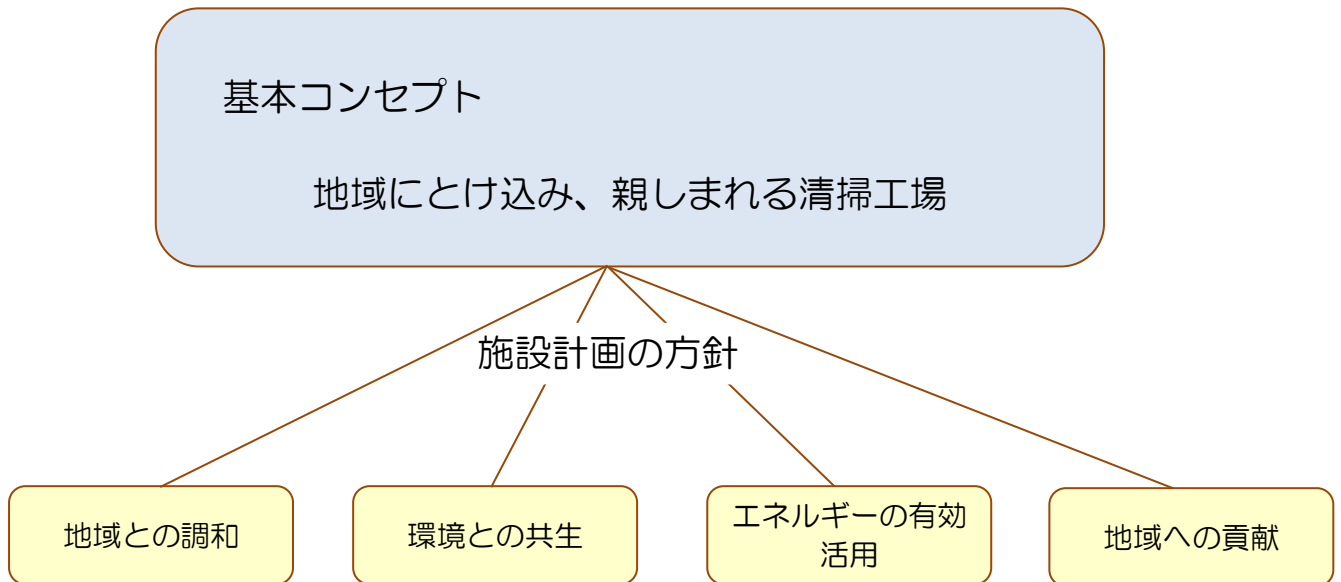
### ～ 環境影響評価制度の手続の流れ ～



## 2 事業の概要

本事業は、平成2年度にしゅん工した目黒清掃工場(処理能力600トン/日)の建替えを行うものです。

《 建替えのコンセプト等について 》



～ 事業内容の概略 ～

所在地	東京都目黒区三田二丁目 19 番 43 号
面積	約 29,000 m <sup>2</sup>
工事着工年度	平成 29 年度 (予定)
工場稼働年度	平成 34 年度 (予定)
処理能力	可燃ごみ 600 トン/日 (300 トン/日・炉×2基)
主な建築物等	工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造) 高さ：約 24m
	管理棟 鉄筋コンクリート造 高さ：約 14m
	煙突 外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 高さ：約 150m

## 《 建物について 》

現在の目黒清掃工場の建物は、高さ 27 m です。建替え後の工場は東京都市計画高度地区(目黒区決定)の認定による特例を踏まえ、高さ約 24 m の計画としています。

また、現在の工場では、高さ 14m の別棟の管理棟(事務室等)がありますが、建替え後も同じ高さの管理棟を設ける計画とします。

## 《 煙突について 》

建替え後の工場の煙突は、現在と同じ高さの 150 m とします。また、外から見える煙突外筒は鉄筋コンクリート造とし、排ガスが通る煙突内筒はステンレス製とします。焼却炉が 2 炉あるため、煙突外筒の中に内筒を 2 本設置します。

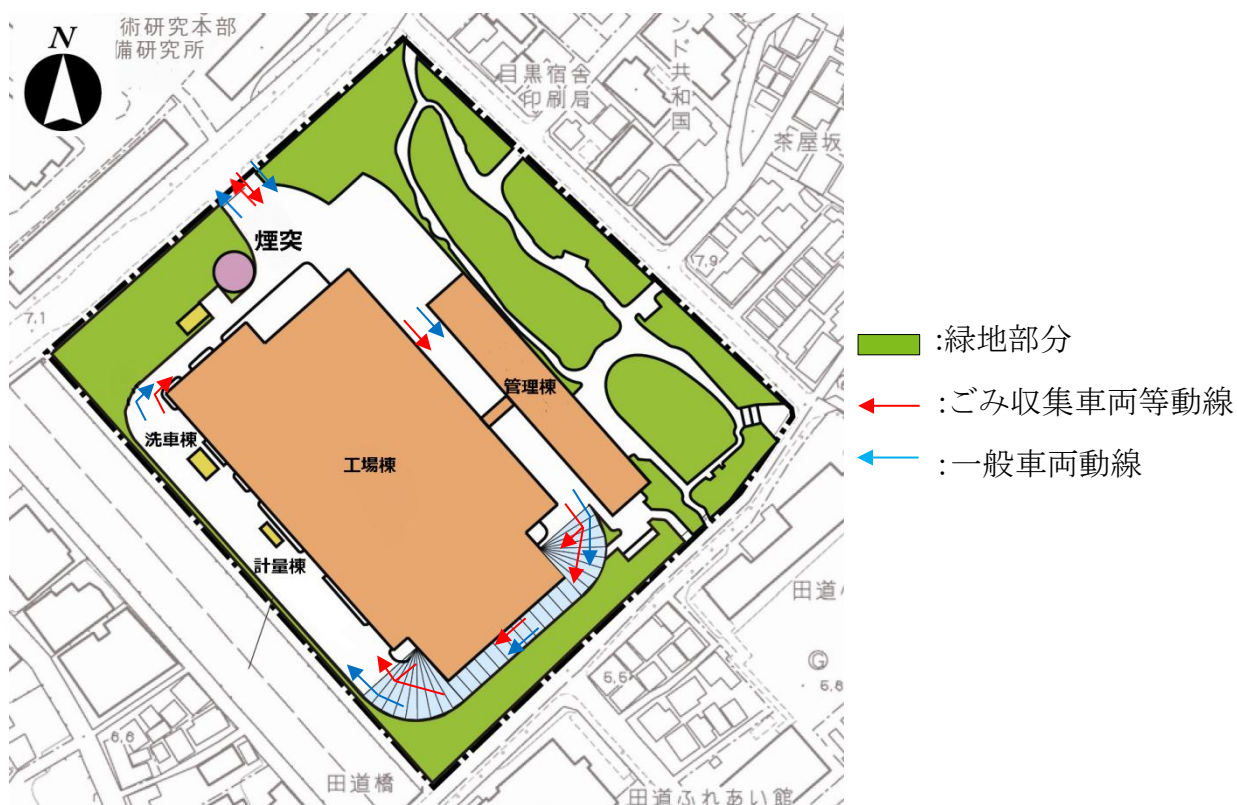
## 《 建物・煙突以外の敷地について 》

建替え後のごみ収集車の出入口は、現在の位置と同様にします。

また、駐車場は、大型バス 2 台、車いす用車両 1 台を含め、合計 14 台分を設ける計画としています。

なお、緑地については、図のとおり可能な限り緑を配置する計画としています。これ以外にも、工場棟の壁面・屋上を緑化する計画です(表紙のイメージ図参照)。

～ 工場配置図(建替え後)～



### 3 施工計画

建替え工事は、平成 29 年度に着手する計画としています。

以下に工事に関する主な計画を示します。

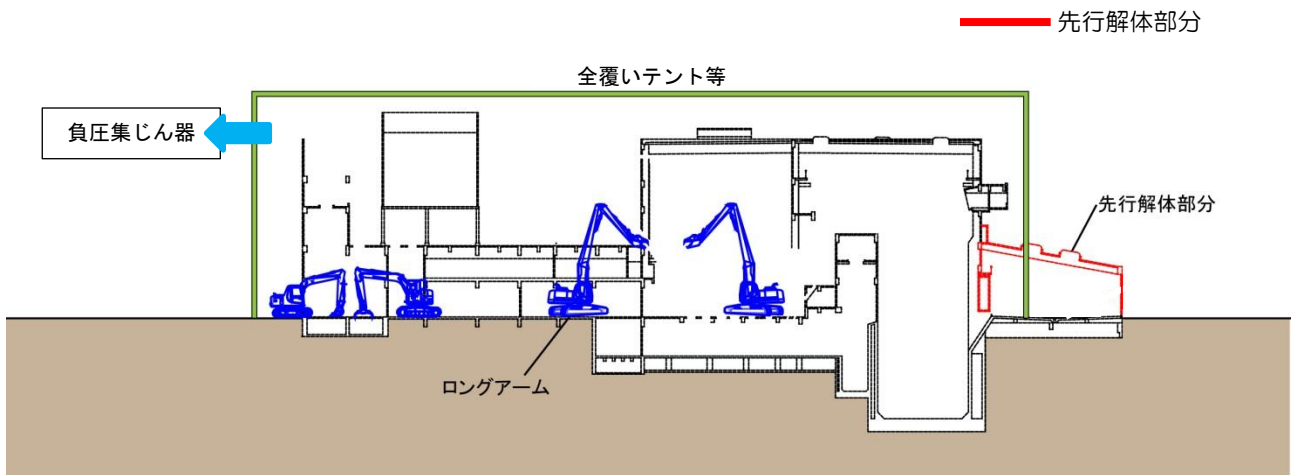
#### ～ 建替事業の工程 ～

事業年度		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
建替計画策定		■										
環境影響評価手続き		■										
解体前清掃						■						
建替工事	解体・土工事					■						
	く体・プラント工事								■			

#### 《 解体・土工事 》

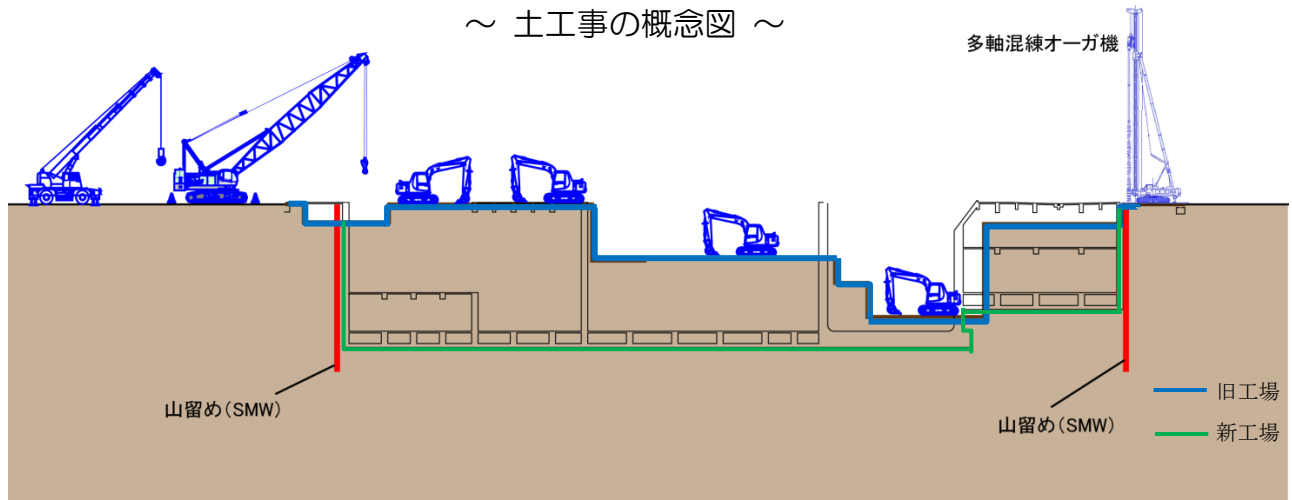
既存の建物・煙突は、全て解体します。建物の解体に当たっては、全覆いテント等を設置するとともに、必要に応じ内側に防音パネルを設けます。また、負圧集じん器を設置することで、解体作業時の粉じんが全覆いテント等の外に出ないようにします。このことにより、解体工事における騒音や粉じんによる環境影響を小さくします。

#### ～ 解体工事の概念図 ～



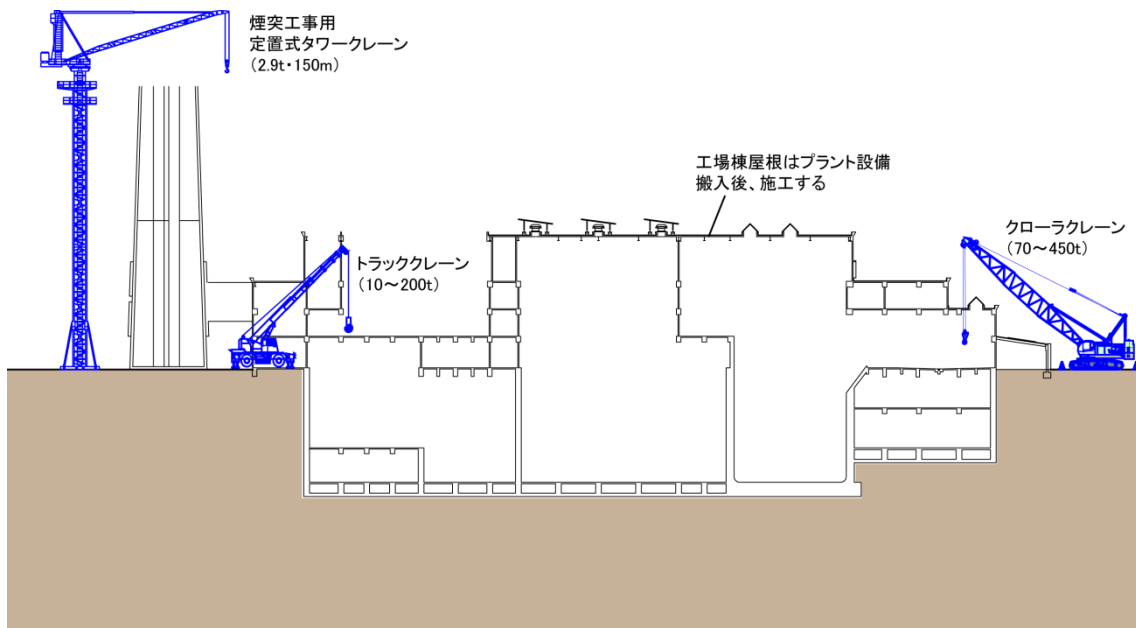
地下部分の解体・掘削に先立って、SMW(ソイルセメント柱列壁)と呼ばれる剛性・遮水性の高い山留め壁をつくります(多軸混練オーガ機を使い、土とセメントを混ぜてつくります。)。山留め壁によって地盤を安定させるとともに、遮水することによって、地下水湧出による地盤沈下や地下水の水位低下を防ぎます。

～ 土工事 の概念図 ～



《 建設工事 (く体・プラント工事) 》

～ く体・プラント工事 の概念図 ～



《 工事用車両について 》

ピーク日における工事用車両台数の内訳は以下の表のとおりです。

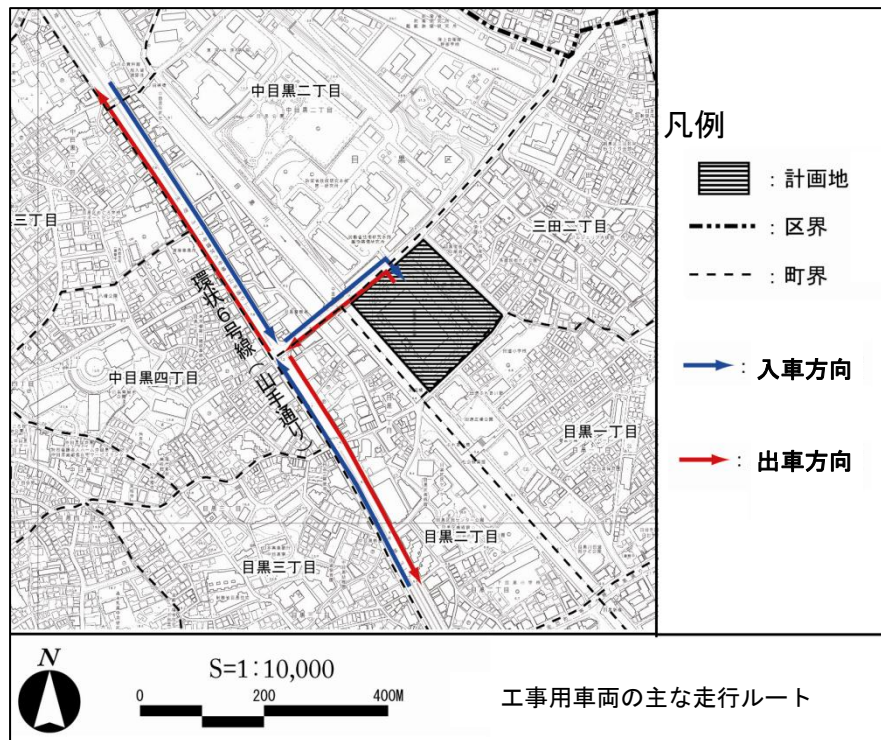
～ ピーク日における工事用車両の内訳 ～

種別	台数(日)	主な車両
大型	299	ダンプトラック(10t)、トラックミキサー車(4.5m <sup>3</sup> )、トラック(10t)
小型	1	4tトラック
合計	300	

## 《工事用車両ルート》

工事用車両は、図のルートで走行する計画としています。現在の工場における、ごみ収集車両等のルートと同じです。

### ～ 工事用車両の主な走行ルート～



## 4 施工後の計画

建替え後の工場におけるプラント設備の構成は、おおむね現在と同じですが、ごみ発電の発電効率等最新の設備とすることで効率が向上するものもあります。

以下、建替え後の工場に関する主な計画を説明します。

### 《ごみ等の運搬について》

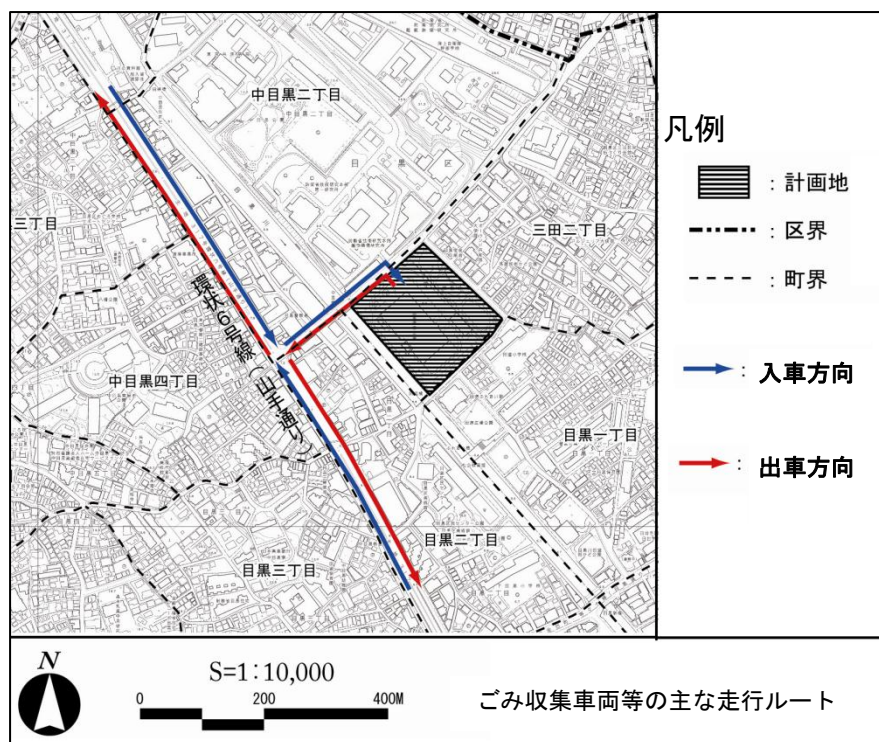
目黒区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入します。主灰は埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図ります。

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までのおおむね8時から17時までとします。また、走行ルートは現在と同様とします(p.7 ごみ収集車両等の主な走行ルート)。

なお、建替え後のごみ収集車両等の台数は、ごみ収集車両が649台/日、灰等運搬車両が15台/日と設定しました。



～ ごみ収集車両等の主な走行ルート～



《 煙突排出ガスについて 》

ろ過式集じん器等の排ガス処理設備により、煙突排出ガス中の汚染物質排出量を極力抑えるとともに法規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守します。

施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量は下表の通り設定しました。

なお、排出濃度は自己規制値を用いました。

～ 煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量 ～

項目	排出濃度 <sup>※1</sup>	排出量
硫酸化物	10 ppm	2.01 m <sup>3</sup> N/時
ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> N	2.01 kg/時
窒素酸化物	50 ppm	10.03 m <sup>3</sup> N/時
ダイオキシン類 <sup>※2</sup>	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	20.06 μg-TEQ/時
塩化水素	10 ppm	2.01 m <sup>3</sup> N/時
水銀	0.05 mg/m <sup>3</sup> N	10.03 g/時

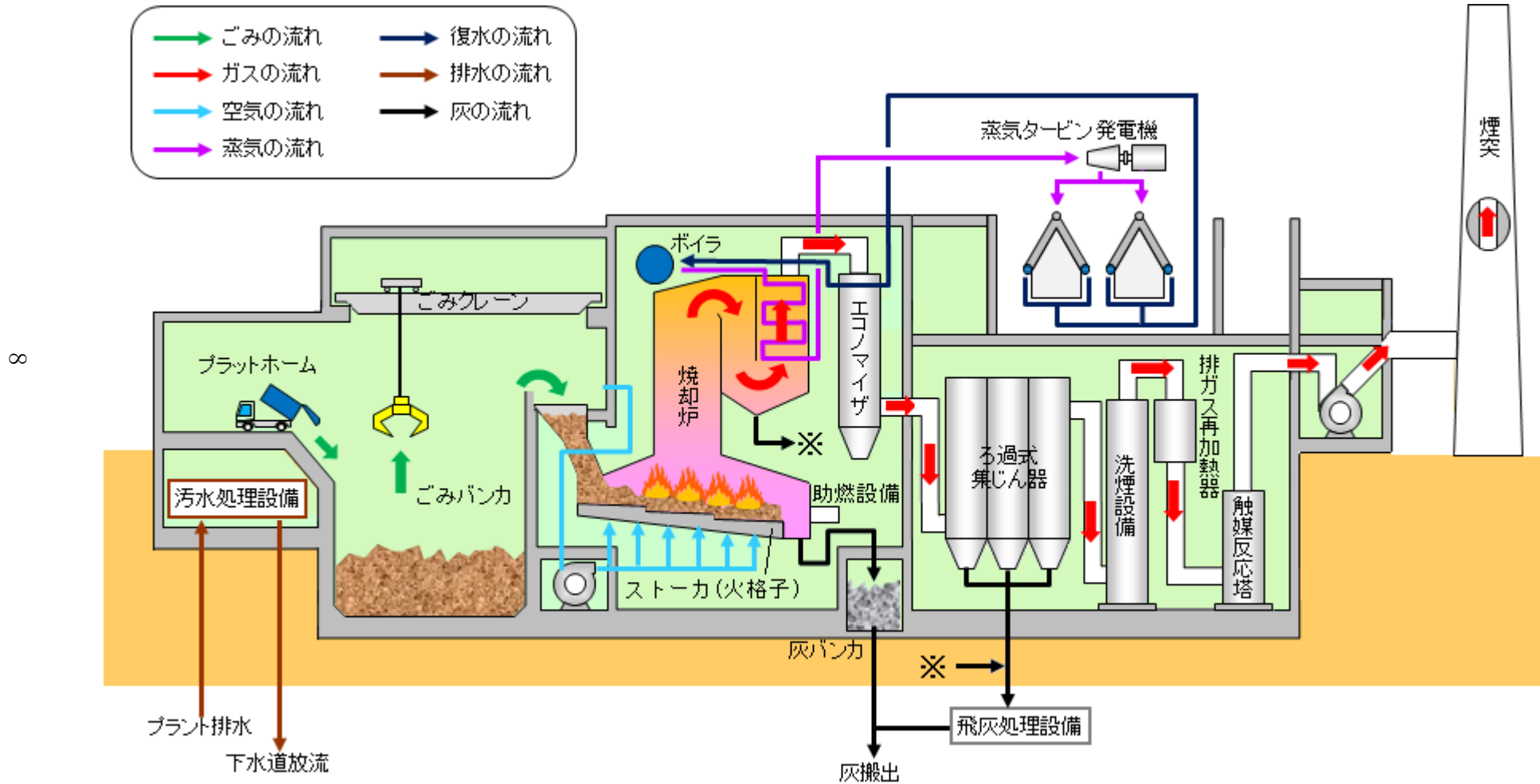
※1 排出濃度は酸素濃度 12%に換算した値です。

※2 TEQ (毒性等量) とは、ダイオキシン類の量を最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンソ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。なお、排出濃度は、法規制値を示しています。

《 工場排水について 》

工場排水は、汚水処理設備において凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するよう処理した上で、下水道に放流します。

～ 清掃工場の模式図 ～



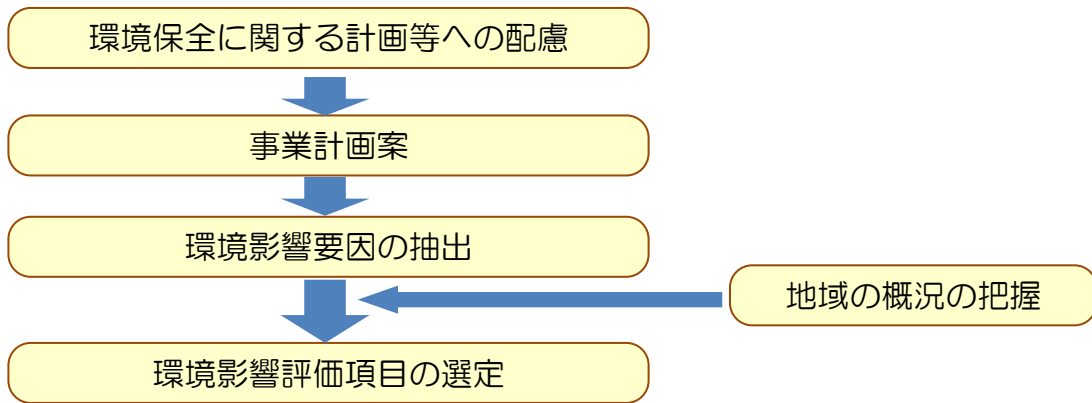
## 5 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、以下の図に示す手順で12項目を選定しました。

本事業を工事の施行中、完了後の時点に分け、それぞれの時点における環境影響要因を抽出して選定しました。

- ( 選定した12項目 ) ①大気汚染、②悪臭、③騒音・振動、④土壌汚染、⑤地盤、⑥水循環、⑦日影、⑧電波障害、⑨景観、⑩自然との触れ合い活動の場、⑪廃棄物、⑫温室効果ガス

### ～ 環境影響評価項目の選定手順 ～



### ～ 環境影響評価の選定項目詳細 ～

区分	環境影響評価の項目 環境影響要因	大気汚染	悪臭	騒音・振動 (低周波音を除く)	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス	
		工事の施行中	施設の建設等					○	○		○								○
建設機械の稼働	○			○															
工事用車両の走行	○			○															
工事の完了後	施設の存在						○		○		○	○		○		○			
	施設の稼働	○	○	○													○	○	
	ごみ収集車両等の走行	○		○															

## 6 環境影響評価の概要

評価を行う項目について、本事業の実施に伴う環境への影響を予測し、評価指標を設定した上で評価を行いました。以下にその概要を示します。

なお、予測値及び評価指標等の詳細は「資料 2」をご覧ください。

### 6.1 大気汚染

#### (1) 工事の施行中

##### ア 建設機械の稼働

###### (ア) 評価指標

浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について、環境基本法に基づく環境基準(以下「環境基準」という。)を評価指標としました。

###### (イ) 予測・評価

東西南北の敷地境界において、環境基準を下回っており、本事業による影響は少ないと考えます。

##### イ 工事用車両の走行

###### (ア) 評価指標

浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について、環境基準を評価指標としました。

###### (イ) 予測・評価

工事用車両の主な走行ルート 3 か所全ての予測地点において、環境基準を下回っており、本事業による影響は少ないと考えます。

#### (2) 工事の完了後

##### ア 施設の稼働

###### (ア) 評価指標

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀について、環境基準等を評価指標としました。

なお、PM2.5 については、東京都環境影響評価技術指針の検討において、「予測手法は開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難である」とされており、予測・評価項目として選定しておりません。

###### (イ) 予測・評価

計画地の南東約 900m の最大着地濃度地点及び計画地を含む周辺 6 か所の予測地点(計画地から約 1,000m~1,700m)において、環境基準等を下

回っており、本事業による影響は少ないと考えます。

## イ ごみ収集車両等の走行

### (ア) 評価指標

浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について、環境基準を評価指標としました。

### (イ) 予測・評価

ごみ収集車両等の主な走行ルート3か所全ての予測地点において、環境基準を下回っており、本事業による影響は少ないと考えます。

## (3) 環境保全のための措置

工事の施行中、工事の完了後において、次の措置等を講じます。

### < 工事の施行中 >

- ・ 最新の排出ガス対策型建設機械を、関係法令に基づいて使用します。
- ・ 粉じん防止用のネットシート、仮囲いを設置します。
- ・ 土砂運搬車両等、粉じんの飛散が起りやすい工事用車両には、カバーシートを使用し搬出します。
- ・ 工事用車両のタイヤに付着した泥・土を水洗いする洗車設備を設置します。
- ・ 工事用車両の出入口付近には適宜清掃員を配備し、清掃に努めます。

### < 工事の完了後 >

- ・ 施設の稼働においては法規制値よりも厳しい排ガスの自己規制値を設定し、これを遵守するとともに、定期的に監視します。
- ・ ごみ収集車両等のアイドリング・ストップの推奨等、適正な運行管理を行います。

## 6.2 悪臭

### (1) 工事の完了後

#### ア 施設の稼働

##### (ア) 評価指標

臭気指数及び臭気排出強度について、悪臭防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「東京都環境確保条例」という。)に基づく規制基準を評価指標としました。

#### (1) 予測・評価

敷地境界及び排出水の臭気について、規制基準の範囲に収まります。また、焼却炉の排ガス及び脱臭装置出口の臭気について、規制基準の臭気排出強度を下回っており、本事業による影響は少ないと考えます。

#### (2) 環境保全のための措置

工事の完了後において、次の措置等を講じます。

- ・ プラットホーム出入口に自動扉、エアカーテンを設け、臭気流出を防ぎます。
- ・ 焼却炉稼働時には、800℃以上のごみ焼却によって臭気を熱分解します。
- ・ 焼却炉停止時には、脱臭装置によって臭気を処理します。
- ・ 敷地内の周回道路の一部に覆いを設けるとともに、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地内側に寄せて設けます。

### 6.3 騒音・振動

#### (1) 工事の施行中

##### ア 建設機械の稼働

#### (ア) 評価指標

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準並びに東京都環境確保条例に基づく指定建設作業に係る勧告基準を評価指標としました。

#### (イ) 予測・評価

敷地境界 4 地点において、騒音、振動とも規制基準又は勧告基準を下回っており、本事業による影響は少ないと考えます。

##### イ 工事用車両の走行

#### (ア) 評価指標

騒音は環境基準、振動は環境確保条例に基づく日常生活等に適用する規制基準を評価指標としました。

#### (イ) 予測・評価

工事用車両の主な走行ルート 3 か所の予測地点のうち、C 地点の 1 か所で騒音の環境基準を上回りました。

騒音の環境基準を上回る予測地点については、現況調査時点(平成 26 年 1 月)においても環境基準を上回っており、また、予測結果は現況調査結果と同様であり、本事業による影響は少ないと考えます。

振動の予測値は、全て規制基準を下回ります。

～騒音の環境基準を上回る地点の予測値～

予測地点	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	現況調査結果	予測結果	環境基準
C 目黒区目黒二丁目 13 (山手通り南側)	0.0 dB	71 dB	71 dB	70 dB

- ※ 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示としました。
- ※ A 地点及び B 地点の予測結果等の詳細については資料 2 (p.27) に記載しています。

## (2) 工事の完了後

### ア 施設の稼働

#### (ア) 評価指標

騒音規制法、振動規制法及び東京都環境確保条例に基づく工場及び指定作業場に係る規制基準を評価指標としました。

#### (イ) 予測・評価

敷地境界において、騒音、振動とも規制基準を下回っており、本事業による影響は少ないと考えます。

### イ ごみ収集車両等の走行

#### (ア) 評価指標

騒音は環境基準、振動は環境確保条例に基づく日常生活等に適用する規制基準を評価指標としました。

#### (イ) 予測・評価

ごみ収集車両等の主な走行ルート 3 か所の予測地点のうち、A 地点及び C 地点の 2 か所で騒音の環境基準を上回りました。

騒音の環境基準を上回る予測地点については、現況調査時点(平成 26 年 1 月)においても環境基準を上回っており、また、現況調査結果に対して予測結果の増加分は最大でも 0.2 dB と小さいことから、本事業による影響は少ないと考えます。

振動の予測値は、全て規制基準を下回ります。

～騒音の環境基準を上回った地点の予測値～

予測地点	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	現況調査結果	予測結果	環境基準
A 目黒区三田二丁目 19-43 (目黒清掃工場入口付近)	0.2 dB	66 dB	66 dB	65 dB
C 目黒区目黒二丁目 13 (山手通り南側)	0.0 dB	71 dB	71 dB	70 dB

- ※ 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示としました。
- ※ B 地点の予測結果等の詳細については資料 2 (p.28) に記載しています。

### (3) 環境保全のための措置

工事の施行中、工事の完了後において、次の措置等を講じます。

#### < 工事の施行中 >

- ・ 低騒音・低振動となる建設機械、工法を可能な限り採用します。
- ・ 既存外周く体や外壁の解体時には、全覆いテント等を設置します。
- ・ 作業時間・手順は、環境に著しい影響がないよう事前に十分計画します。
- ・ 早朝、夜間、日曜・祝日は、原則として作業を行いません。
- ・ 計画地周辺の住宅や学校等への影響に配慮し、適切な防音対策を講じます。

#### < 工事の完了後 >

- ・ 敷地内の周回道路の一部に覆いを設けるとともに、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から敷地境界内側に寄せて設けます。
- ・ 騒音対策が必要な機器(ボイラ安全弁等)には消音器をつけます。
- ・ 振動対策が必要な機器には、防振ゴム等の対策を行います。
- ・ ごみ収集車両等の速度厳守の注意喚起に努めます。

## 6.4 土壌汚染

### (1) 工事の施行中

#### ア 施設の建設等

##### (ア) 評価指標

環境基準及び土壌汚染対策法の指定基準並びに東京都環境確保条例で定める汚染土壌処理基準を評価指標としました。

##### (イ) 予測・評価

既存施設が存在したままで調査できる計画地内の表層土 16 地点及び地下水 2 地点を調査した結果、全ての調査地点・項目について、評価指標を下回りました。

なお、調査ができなかった既存施設の存在する範囲を含め、除去や土地の改変に先立ち、土壌汚染対策法等に基づいた土壌汚染状況調査を実施します。この際に汚染土壌処理基準等を超えていると認められる場合には、汚染の除去や拡散防止措置等を関係法令に基づいて適切に講じることから、評価指標を満足するものと考えます。

### (2) 環境保全のための措置

工事の施行中において、次の措置等を講じます。



- ・ 既存建物の除去に先立ち、土壤汚染対策法第 4 条等に基づく土壤汚染状況調査等を行います。
- ・ 土壤汚染状況調査により、汚染土壤が認められた場合、関係法令に基づき範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等を適切に講じます。
- ・ 汚染土壤が認められた場合、工事における排水についても、必要に応じて仮設の汚水処理設備を設置し、下水排除基準に適合するよう処理した後、下水道に放流します。

## 6.5 地盤

### (1) 工事の施行中

#### ア 施設の建設等

##### (ア) 評価指標

掘削工事時点及び山留め壁の設置に伴う、地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことを評価指標としました。

##### (イ) 予測・評価

掘削工事に先立って剛性・遮水性の高い山留め壁を構築するとともに、掘削工事の進捗に合わせ、山留め壁面への圧力に対する補強を行います。このことにより、山留め壁の変位を最小限に留めるとともに地下水湧出が抑制され、地盤の変形や地盤沈下が生じる可能性は低いと考えます。

### (2) 工事の完了後

#### ア 施設が存在

##### (ア) 評価指標

地下構造物等の存在により、地盤沈下及び地盤の変形による周辺の建築物等に影響を及ぼさないことを評価指標としました。

##### (イ) 予測・評価

工事中に地盤沈下等の可能性が低く、工事中と同様に評価指標を満足するものと考えます。

### (3) 環境保全のための措置

工事の施行中、工事の完了後において、次の措置等を講じます。

#### < 工事の施行中 >

- ・ 掘削工事に先立って山留め壁を構築することで、各帯水層からの地下水湧出を抑制します。

- ・ 山留め壁の根入れ深さは、工事前に行う地盤調査の結果を考慮の上、決定します。
  - ・ 工事に先立ち観測井戸や地盤変位計を設置し、異常があった場合には適切に対処します。
  - ・ 盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、ディープウェルによる掘削部分周辺の地下水位低下工法や山留め壁の根入れを深くする等の対策のうち、周辺への影響を最小限に留める対策を講じ、盤ぶくれ等を防止します。
- ＜ 工事の完了後 ＞
- ・ 観測井戸での地下水位測定を、工事完了後も一定期間行います。

## 6.6 水循環

### (1) 工事の施行中

#### ア 施設の建設等

##### (ア) 評価指標

地下構造物等の存在により、地下水の水位及び流況に影響を及ぼさないことを評価指標としました。

##### (イ) 予測・評価

「6.5 地盤」の項で説明したことと同様に、地下水の水位については、剛性・遮水性の高い山留め壁を構築することで、地下水の湧出が抑制され、著しく低下することはありません。

地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみて小さく局所的であることから、影響は少ないと考えます。

### (2) 工事の完了後

#### ア 施設が存在

##### (ア) 評価指標

地下構造物等の存在により、地下水の水位及び流況に影響を及ぼさないこと、また、目黒区総合治水対策基本計画で定める 60mm 降雨に対する雨水流出抑制(敷地外への流出抑制)に係る対策量以上を確保することを評価指標としました。

##### (イ) 予測・評価

地下水の水位及び流況については、工事の施行中と同様に評価指標を満足するものと考えます。

雨水流出抑制については、植栽地による浸透域及び貯留施設を設置するため、目黒区総合治水対策基本計画で定める60mm降雨に対する対策量以上の約100mm降雨に対応した量を確保する計画であり、評価指標を満足するものと考えます。

### (3) 環境保全のための措置

「6.5 地盤」の項で説明した措置のほか、次の措置を講じます。

- ・ 緑化に努め、地下水へのかん養を図ります。
- ・ 目黒区の指導に基づき、目黒区総合治水対策基本計画で定める雨水流出抑制として、浸透施設及び貯留施設を設けます。

## 6.7 日影

### (1) 工事の完了後

#### ア 施設の存在

##### (ア) 評価指標

建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例で定める基準を評価指標としました。

##### (イ) 予測・評価

建築物等による日影時間は、現況と比べ同程度または減少します。また、煙突による日影は、現況とほぼ変わりません。このことから、日影の影響は少ないと考えます。

### (2) 環境保全のための措置

- ・ 工場棟は、既存施設よりも低い、高さ約24mとします。
- ・ 煙突は、既存煙突と同じ高さとします。

## 6.8 電波障害

### (1) 工事の完了後

#### ア 施設の存在

##### (ア) 評価指標

施設の建替えに伴う電波障害を起こさないことを評価指標としました。

##### (イ) 予測・評価

一部の地域に障害の発生が予測されましたが、地上デジタル放送開始以降、電波障害の発生が確認されていないことや、建物規模・構造・位置は既存施設と同程度であることから、新たな障害は起こらないものと考えます。

## (2) 環境保全のための措置

- ・ 本事業による電波障害が明らかになった場合は、必要な措置を講じます。

## 6.9 景観

### (1) 工事の完了後

#### ア 施設の存在

##### (ア) 評価指標

計画地周囲の景観及び眺望については、東京都景観計画及び目黒区景観計画で示されている良好な景観形成のための行為の制限等に関する事項を評価指標としました。

また、圧迫感については、現況と比較し、圧迫感が軽減されているかを指標としました。

##### (イ) 予測・評価

本事業は、既存の清掃工場を建て替えるものであり、工場棟の高さは既存より低く、煙突は既存と同じ高さであることから、基本的な景観構成要素の変化はなく、地域景観の特性の変化は、ほとんどありません。

圧迫感については、工場棟の高さは既存より低くするため、圧迫感は軽減されます。また、工場棟は目黒区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、工場棟周囲に植栽を施すことで、圧迫感の軽減を図っています。

以上のことから、本事業による景観への影響は軽微であり、評価指標を満足するものと考えます。

## (2) 環境保全のための措置

- ・ デザインは、本あらし表紙のイメージとし、煙突は、既存と同じ高さとします。
- ・ 可能な限りの緑化を図ります。

## 6.10 自然との触れ合い活動の場

### (1) 工事の施行中

#### ア 施設の建設等

##### (ア) 評価指標

目黒区環境基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略等に示される目標を評価指標としました。なお、緩衝緑地の整備及び施設の建設等に伴う工事エリアを区分けし、散策等の機能を極力妨げないよう配慮することとしました。

(1) 予測・評価

仮囲いや全覆いテント等による安全確保・環境保全の措置を行うほか、緩衝緑地の整備は工事エリアを分け、段階的に整備を行うため、緩衝緑地の利用に大きな影響を及ぼしません。

(2) 工事の完了後

ア 施設の存在

(ア) 評価指標

目黒区環境基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略等に示される目標を評価指標としました。

(イ) 予測・評価

散策エリアや遊びエリア等のゾーニングを行い、使いやすさの向上が見込まれます。また、目黒区のすすめる生物多様性戦略の考え方にに基づき、昆虫居住エリアを配置することで、子供たちの自然観察の場としての機能を果たすことが考えられます。

以上のことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度は、評価指標に適合するものと考えます。

(3) 環境保全のための措置

- ・ 工事区域では仮囲いや全覆いテント等を設置します。
- ・ 緩衝緑地利用者等の安全確保のため、工事用車両出入り口に交通整理員を配置します。
- ・ 緩衝緑地の整備は、工事エリアを分けし、散策等の機能を極力妨げないよう計画します。

## 6.11 廃棄物

(1) 工事の施行中

ア 施設の建設等

(ア) 評価指標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)等の関係法令に適合することを評価指標としました。

(イ) 予測・評価

建設廃棄物等は、発生抑制を図るとともに可能な限り再資源化を図ります。また、関係法令に基づいて適切に処理します。

## (2) 工事の完了後

### ア 施設の稼働

#### (ア) 評価指標

廃棄物処理法等の関係法令に適合することを評価指標としました。

#### (イ) 予測・評価

施設の稼働に伴い発生する廃棄物は適正処理するため、関係法令に適合します。

## (3) 環境保全のための措置

- ・ 廃棄物の排出抑制及び有効利用に努めます(建設発生土を含む。)
- ・ 非飛散性アスベストについて、適切に処分します。
- ・ 工事において特別管理産業廃棄物が確認された場合は、適正処理の上、事後調査報告書にて報告します。
- ・ 主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図ります。

## 6.12 温室効果ガス

### (1) 工事の完了後

#### ア 施設が存在

#### (ア) 評価指標

地球温暖化対策の推進に関する法律等の関係法令に適合することを評価指標としました。

#### (イ) 予測・評価

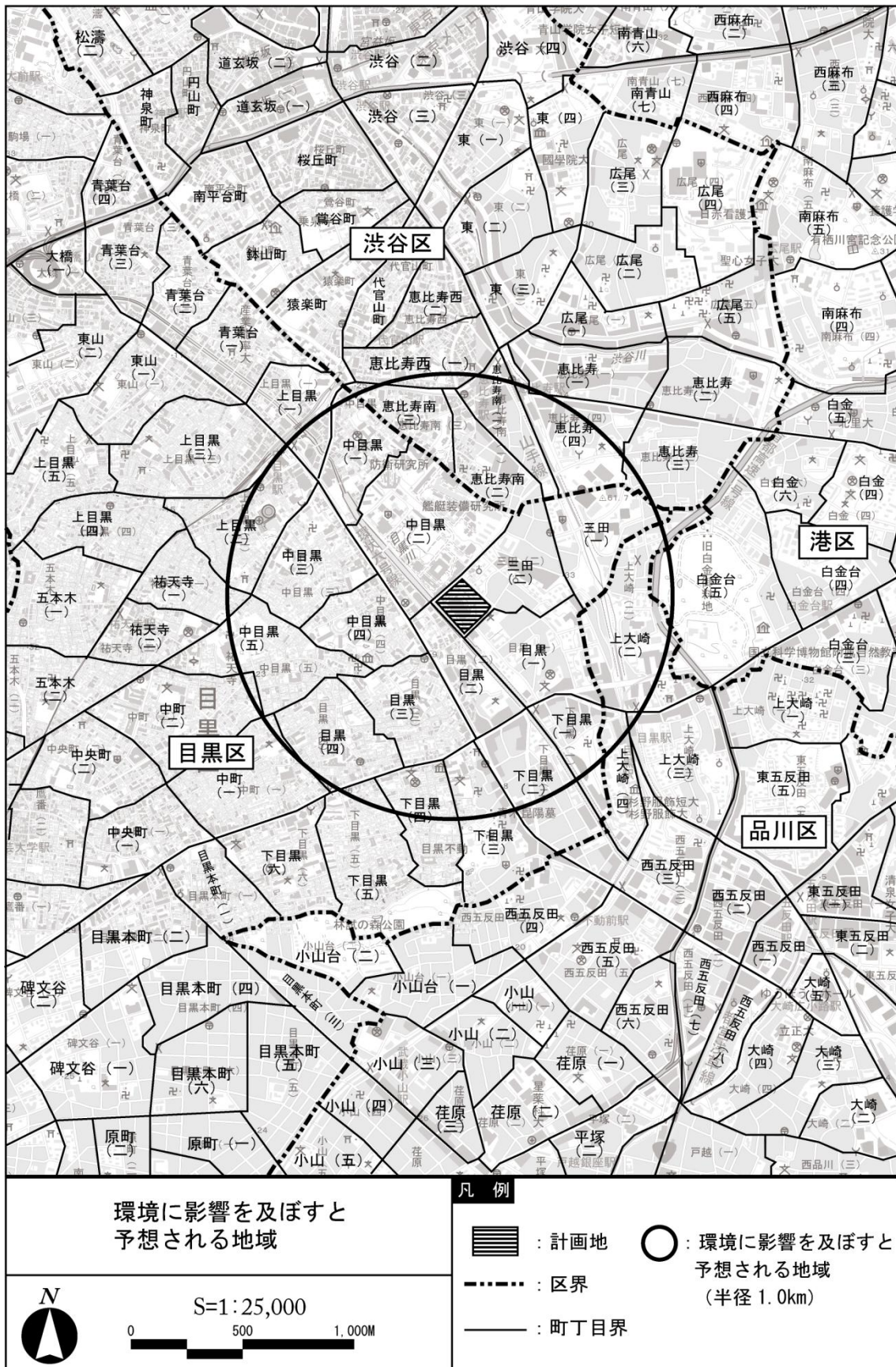
エネルギーの有効利用として、ごみ発電や熱供給を実施するとともに、太陽光パネル設置、屋上や壁面の緑化を行い、温室効果ガスの排出削減に努めるため、関係法令に適合します。

### (2) 環境保全のための措置

- ・ ごみ焼却により発生する廃熱を利用して発電を行います。
- ・ ごみ焼却により発生する廃熱を利用して、工場内で熱利用するとともに近隣公共施設へ熱供給します。
- ・ LED 照明による省エネルギーや自然光利用、太陽光発電等により二酸化炭素排出量の削減を図ります。

## 7 関係地域

環境に影響を及ぼすと予想される地域は、図の円周内としました。



## 【資料1】事業計画の策定に至った経過

### 事業計画の策定

- ・平成12年4月1日、「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行され、23区の一般廃棄物にかかる清掃事業は東京都から23区に移管された。ごみの収集・運搬は各区が実施することとしたが、ごみの中間処理は23区の総意で設立された清掃一組が23区内から発生したごみを共同処理することとした。なお、最終処分は東京都に委託し、埋立処分をすることとした。
- ・清掃一組は、廃棄物処理法に基づく「一廃計画」を策定し、この一廃計画の施設整備計画に基づき、可燃ごみの安定した全量焼却のため、必要な清掃工場の建設と老朽化した工場の建替えを進めてきた。
- ・一廃計画は、ほぼ5年毎に改定され、平成22年2月の改定では、計画期間を平成22年度から32年度までとしている。施設整備計画の策定にあたっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止、可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、地域バランス、耐用年数、整備期間を考慮するとともに、計画期間以降の工事予定や焼却余力を見据え、目黒清掃工場は平成29年度から現行の規模で建替えを行い、ごみの確実な処理体制を維持することとした。
- ・平成27年2月の改定では、平成27年度から41年度までを計画期間とし、予測ごみ量を下方修正するとともに、新たな整備方式として施設の延命化を導入した。併せて、計画期間以降の10年間を参考期間として、この期間の焼却余力等を示している。参考期間では、現行の焼却規模を維持しても、平成40年代後半から50年代にかけて、耐用年数を迎える工場が集中する時期には焼却能力・焼却余力が大きく低下する可能性があり、常に安定したごみ処理を行うためには23区とともにごみ量削減について検討を進めていく必要があるとした。目黒清掃工場については、耐用年数を迎える工場が集中する時期に整備することを避けなければならない、前一廃計画の整備計画とおりに整備することとしている。
- ・清掃工場の計画耐用年数は25年から30年程度とされており、現在の目黒清掃工場は平成27年5月現在、建設後24年が経過している。目黒清掃工場の建替えについては、処理対象ごみ質に対応した最新の公害防止設備の導入、耐震基準、周辺環境との調和等を踏まえて検討し、平成26年6月「目黒清掃工場建替計画」を策定した。

### 地域住民との取組

平成25年2月、目黒清掃工場の整備事業を開始するにあたり、地域住民に対する事前説明会を開催し、一廃計画や事業全体の概要について説明した。

その後、整備計画の策定に係る調査を実施するとともに、地域住民代表が構成委員となっている運営協議会において、ほぼ月に1回の頻度で策定に係る調査について協議を重ね、平成26年2月に「建替計画素案」を取りまとめた。素案については地域住民に対する住民説明会を行い、平成26年6月に「目黒清掃工場建替計画」を策定した。

新しい目黒清掃工場は、基本コンセプトを「地域にとけ込み、親しまれる清掃工場」とし、施設計画の方針として「地域との調和」、「環境との共生」、「エネルギーの有効活用」、「地域への貢献」を掲げ、地域と共生する身近で親しまれる清掃工場を目指していく。



## 【資料2】 予測値及び評価指標等の詳細

### 大気汚染

#### § 工事の施行中

##### ○ 建設機械の稼働による予測濃度（影響が最大となる敷地境界南側）

項目	予測濃度 <sup>※1</sup>		評価指標（環境基準）
	年平均値	日平均値の2%除外値又は年間98%値	
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.025 (寄与率 <sup>※2</sup> 12.0%)	0.056	日平均値の2%除外値 <sup>※3</sup> が 0.10 以下
二酸化窒素 (ppm)	0.031 (寄与率 35.5%)	0.057	日平均値の年間98%値 <sup>※4</sup> が 0.06 以下

※1 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

※2 寄与率とは、予測濃度に占める本事業による影響の割合をいう。

※3 2%除外値とは、年間の1日平均値のうち高い方から2%を除外した最大値をいう。

※4 年間98%値とは、年間の1日平均値のうち低い方から98%目にあたる値をいう。

##### ○ 工事用車両の走行による予測濃度

###### ・ 浮遊粒子状物質

予測地点	予測濃度 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※</sup>		評価指標 (環境基準)
	年平均値	日平均値の 2%除外値	
1 目黒区三田二丁目 19-43 (目黒清掃工場入口付近)	0.022 (寄与率 0.08%)	0.051	日平均値の 2%除外値が 0.10 以下
2 目黒区中目黒四丁目 1-2 (山手通り北側)	0.022 (寄与率 0.04%)	0.051	
3 目黒区目黒三丁目 1-3 (山手通り南側)	0.022 (寄与率 0.04%)	0.051	

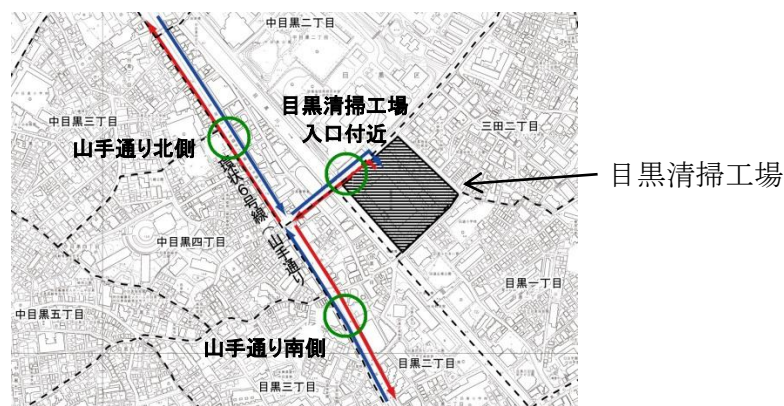
※ 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

###### ・ 二酸化窒素

予測地点	予測濃度 (ppm) <sup>※</sup>		評価指標 (環境基準)
	年平均値	日平均値の 年間98%値	
1 目黒区三田二丁目 19-43 (目黒清掃工場入口付近)	0.021 (寄与率 2.1%)	0.042	日平均値の 年間98%値が 0.06 以下
2 目黒区中目黒四丁目 1-2 (山手通り北側)	0.026 (寄与率 0.9%)	0.046	
3 目黒区目黒三丁目 1-3 (山手通り南側)	0.026 (寄与率 0.9%)	0.047	

※ 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

～工事用車両及びごみ収集車両等の走行ルートにおける予測地点～



§ 工事の完了後

○ 施設の稼働による予測濃度（年平均値）

・二酸化硫黄

予測地点		予測濃度(ppm)※		評価指標（環境基準）
		年平均値	日平均値の 2%除外値	
A	目黒清掃工場	0.001 (寄与率：0.24%)	0.004	日平均値の 2%除外値が 0.04 以下
B	長谷戸小学校	0.001 (寄与率：1.02%)	0.004	
C	白金台どんぐり公園	0.001 (寄与率：0.29%)	0.004	
D	西霧ヶ谷公園	0.001 (寄与率：1.17%)	0.004	
E	油面小学校	0.001 (寄与率：0.95%)	0.004	
F	烏森小学校	0.001 (寄与率：0.69%)	0.004	
予測最大着地濃度地点 (計画地の南東、約900m)		0.001 (寄与率：1.90%)	0.004	

※ 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

・浮遊粒子状物質

予測地点		予測濃度(mg/m <sup>3</sup> )※		評価指標（環境基準）
		年平均値	日平均値の 2%除外値	
A	目黒清掃工場	0.022 (寄与率：0.01%)	0.051	日平均値の 2%除外値が 0.10 以下
B	長谷戸小学校	0.022 (寄与率：0.05%)	0.051	
C	白金台どんぐり公園	0.022 (寄与率：0.01%)	0.051	
D	西霧ヶ谷公園	0.022 (寄与率：0.05%)	0.051	
E	油面小学校	0.022 (寄与率：0.04%)	0.051	
F	烏森小学校	0.022 (寄与率：0.03%)	0.051	
予測最大着地濃度地点 (計画地の南東、約900m)		0.022 (寄与率：0.09%)	0.051	

※ 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

・二酸化窒素

単位：予測地点		予測濃度(ppm)※		評価指標（環境基準）
		年平均値	日平均値の 年間98%値	
A	目黒清掃工場	0.021 (寄与率：0.01%)	0.043	日平均値の 年間98%値が 0.06 以下
B	長谷戸小学校	0.021 (寄与率：0.13%)	0.043	
C	白金台どんぐり公園	0.021 (寄与率：0.04%)	0.043	
D	西霧ヶ谷公園	0.021 (寄与率：0.15%)	0.043	
E	油面小学校	0.021 (寄与率：0.12%)	0.043	
F	烏森小学校	0.021 (寄与率：0.09%)	0.043	
予測最大着地濃度地点 (計画地の南東、約900m)		0.021 (寄与率：0.25%)	0.043	

※ 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

### ・ダイオキシン類

予測地点		予測濃度( $\mu\text{g-TEQ}/\text{m}^3$ ) ※	評価指標(環境基準)
		年平均値	
A	目黒清掃工場	0.027 (寄与率 0.09%)	年平均値が 0.6 以下
B	長谷戸小学校	0.027 (寄与率 0.38%)	
C	白金台どんぐり公園	0.027 (寄与率 0.11%)	
D	西霧ヶ谷公園	0.027 (寄与率 0.44%)	
E	油面小学校	0.027 (寄与率 0.35%)	
F	烏森小学校	0.027 (寄与率 0.25%)	
予測最大着地濃度地点 (計画地の南東、約 900m)		0.027 (寄与率 0.72%)	

※ 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

### ・塩化水素

予測地点		予測濃度(ppm) ※	評価指標(目標環境濃度)
		年平均値	
A	目黒清掃工場	0.0004 (寄与率 0.60%)	年平均値が 0.02 以下
B	長谷戸小学校	0.0004 (寄与率 2.51%)	
C	白金台どんぐり公園	0.0004 (寄与率 0.72%)	
D	西霧ヶ谷公園	0.0004 (寄与率 2.87%)	
E	油面小学校	0.0004 (寄与率 2.34%)	
F	烏森小学校	0.0004 (寄与率 1.70%)	
予測最大着地濃度地点 (計画地の南東、約 900m)		0.0004 (寄与率 4.63%)	

※ 予測濃度は、小数第五位を四捨五入した。

### ・水銀

予測地点		予測濃度( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) ※	評価指標(指針値)
		年平均値	
A	目黒清掃工場	0.001 (寄与率 1.19%)	年平均値が 0.04 以下
B	長谷戸小学校	0.001 (寄与率 4.92%)	
C	白金台どんぐり公園	0.001 (寄与率 1.41%)	
D	西霧ヶ谷公園	0.001 (寄与率 5.59%)	
E	油面小学校	0.001 (寄与率 4.57%)	
F	烏森小学校	0.001 (寄与率 3.33%)	
予測最大着地濃度地点 (計画地の南東、約 900m)		0.001 (寄与率 8.86%)	

※ 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

○ 施設の稼働による予測濃度（1時間値）（最大着地濃度地点※1）

・ 上層逆転層発生時

項目	予測濃度※2	評価指標	
二酸化硫黄 (ppm)	0.007	0.1 以下	環境基準
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.027	0.20 以下	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	0.043	0.1 以下	短期暴露指針値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.068	0.6 以下	環境基準
塩化水素 (ppm)	0.006	0.02 以下	目標環境濃度
水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.023	0.04 以下	指針値

※1 煙突から風下方向へ 720m地点

※2 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

・ 接地逆転層崩壊時（フュミゲーション）

項目	予測濃度※2	評価指標	
二酸化硫黄 (ppm)	0.008	0.1 以下	環境基準
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.028	0.20 以下	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	0.048	0.1 以下	短期暴露指針値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.095	0.6 以下	環境基準
塩化水素 (ppm)	0.008	0.02 以下	目標環境濃度
水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.036	0.04 以下	指針値

※1 煙突からの風下方向 800m

※2 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

○ ごみ収集車両等の走行による予測濃度

・ 浮遊粒子状物質

予測地点	予測濃度 (mg/m <sup>3</sup> )※		評価指標 (環境基準)
	年平均値	日平均値の 2%除外値	
1 目黒区三田二丁目 19-43 (目黒清掃工場入口付近)	0.022 (寄与率 0.18%)	0.051	日平均値の 2%除外値が 0.10 以下
2 目黒区中目黒四丁目 1-2 (山手通り北側)	0.022 (寄与率 0.11%)	0.051	
3 目黒区目黒三丁目 1-3 (山手通り南側)	0.022 (寄与率 0.05%)	0.051	

※ 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

・ 二酸化窒素

予測地点	予測濃度 (ppm)※		評価指標 (環境基準)
	年平均値	日平均値の 年間 98%値	
1 目黒区三田二丁目 19-43 (目黒清掃工場入口付近)	0.022 (寄与率 4.5%)	0.042	日平均値の 年間 98%値が 0.06 以下
2 目黒区中目黒四丁目 1-2 (山手通り北側)	0.026 (寄与率 2.5%)	0.047	
3 目黒区目黒三丁目 1-3 (山手通り南側)	0.026 (寄与率 1.2%)	0.047	

※ 予測濃度は、小数第四位を四捨五入した。

## 悪臭

### § 工事の完了後

#### ○ 敷地境界の臭気予測

評価対象	臭気指数	
	予測結果	評価指標(規制基準)
計画地敷地境界	<10	12

#### ○ 煙突等気体排出口の臭気予測

評価対象	臭気排出強度(m <sup>3</sup> N/min)	
	予測結果	評価指標(規制基準)
焼却排ガス	1.5×10 <sup>6</sup>	2.6×10 <sup>8</sup>
脱臭装置(出口)	0.23×10 <sup>6</sup>	0.42×10 <sup>8</sup>

#### ○ 排出水の臭気予測

評価対象	臭気指数	
	予測結果	評価指標(規制基準)
排出水	28	28

## 騒音

### § 工事の施行中

#### ○ 建設機械の稼働による騒音予測

主な工種	工事の経過月数	予測地点		騒音レベル(dB)		
		予測地点高さ	予測結果	評価指標(規制基準・勧告基準)		
				予測結果	評価指標	
(1) 解体・土工事	既存建築物、プラント解体、煙突解体、山留め(SMW)、地下解体、掘削	33 か月目	北西側	1.2m	57	85
			南西側	5.0m	75	
(2) く体・プラント工事	コンクリート打設・組立・建込・据付	50 か月目	南東側	1.2m	71	80
			南西側	5.0m	79	

※ 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

#### ○ 工事用車両の走行による騒音予測

予測地点	等価騒音レベル L <sub>Aeq</sub> (dB) <sup>※1</sup>			
	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	現況調査結果	予測結果	評価指標(環境基準)
A 目黒区三田二丁目 19-43 (目黒清掃工場入口付近)	-0.7 <sup>※4</sup>	<u>66</u>	65	65
B 目黒区中目黒四丁目 1-2 (山手通り北側)	-0.2 <sup>※4</sup>	68	67	70
C 目黒区目黒二丁目 13 (山手通り南側)	0.0	<u>71</u>	<u>71</u>	70

※1 等価騒音レベルとは、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した値をいう。

※2 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

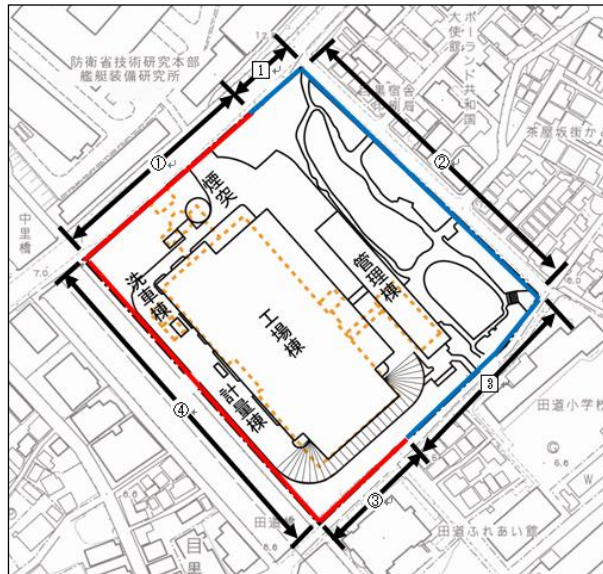
※3 下線部は環境基準超過を示す。

※4 予測結果が現況調査結果を下回ることを示す。これは、現況調査結果には現況ごみ収集車両等の影響が含まれており、この影響を除いてから工事用車両の影響を加えたためである。

## § 工事の完了後

### ○ 施設の稼働による騒音予測

～ 敷地境界の区分 ～



予測地点		騒音レベル (dB)				
		予測結果		評価指標 (規制基準)		
時区分		昼間	朝・夕・夜間	昼間	朝・夕	夜間
①	敷地境界北西側	27	27	60	55	50
①	敷地境界北西側の一部 (第一特別地域)	24	24	50	45	45
②	敷地境界北東側 (第一特別地域)	26	26	50	45	45
③	敷地境界南東側	34	20	60	55	50
③	敷地境界南東側の一部 (第一特別地域)	33	20	50	45	45
④	敷地境界南西側	33	33	60	55	50

※1 時間区分: 朝 6～8 時、昼間 8～19 時、夕 19～23 時、夜間 23～6 時  
(第一特別区域は、昼間 8～20 時、夕 20～23 時)

※2 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

### ○ ごみ収集車両等の走行による騒音予測

予測地点		等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)			
		現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	現況調査結果	予測結果	評価指標 (環境基準)
A	目黒区三田二丁目 19-43 (目黒清掃工場入口付近)	0.2	<u>66</u>	<u>66</u>	65
B	目黒区中目黒四丁目 1-2 (山手通り北側)	0.0	68	68	70
C	目黒区目黒二丁目 13 (山手通り南側)	0.0	<u>71</u>	<u>71</u>	70

※1 下線部は環境基準超過を示す。

※2 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

## 振動

### § 工事の施行中

#### ○ 建設機械の稼働による振動予測

主な工種			工事の経過月数	予測地点	振動レベル(dB)	
					予測結果	評価指標 (規制基準・ 勧告基準)
(1)	解体・土工	既存建築物、プラント解体、煙突解体、山留め(SMW)、地下解体、掘削	33か月目	南西側	59	75
(2)	く体・プラント工事	コンクリート打設・組立・建込・据付	55,56か月目	北西側	52	70

※ 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

#### ○ 工事用車両の走行による振動予測

予測地点			振動レベル $L_{10}$ (dB) <sup>※</sup>							
			現況調査結果に対する振動レベルの増加分		現況調査結果		予測結果		評価指標 (規制基準)	
			時区	間分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	目黒区三田二丁目 19-43 (目黒清掃工場入口付近)		-0.5	1.8	50	45	50	47	65	60
B	目黒区中目黒四丁目 1-2 (山手通り北側)		-0.8	0.1	47	46	46	46	65	60
C	目黒区目黒二丁目 13 (山手通り南側)		0.1	0.1	51	50	51	51	65	60

※1  $L_{10}$ とは、測定時間内の各瞬時値のうち、高い方から10%目にあたる値をいう。

※2 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

### § 工事の完了後

#### ○ 施設の稼働による振動予測

予測地点			振動レベル(dB)			
			予測結果		評価指標(規制基準)	
			時間区分	昼間	夜間	昼間
①	敷地境界北西側		30	30	60	55
②	敷地境界北東側		24	24	60	55
③	敷地境界南東側		26	26	60	55
④	敷地境界南西側		32	32	60	55

※ 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

○ ごみ収集車両等の走行による振動予測

予測地点		振動レベル $L_{10}$ (dB)			
		現況調査結果に対する振動レベルの増加分	現況調査結果	予測結果	評価指標(規制基準)
A	目黒区三田二丁目 19-43 (目黒清掃工場入口付近)	0.4	51	51	65
B	目黒区中目黒四丁目 1-2 (山手通り北側)	-0.2	47	47	65
C	目黒区目黒二丁目 13 (山手通り南側)	0.3	51	51	65

※ 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

## 土壌汚染

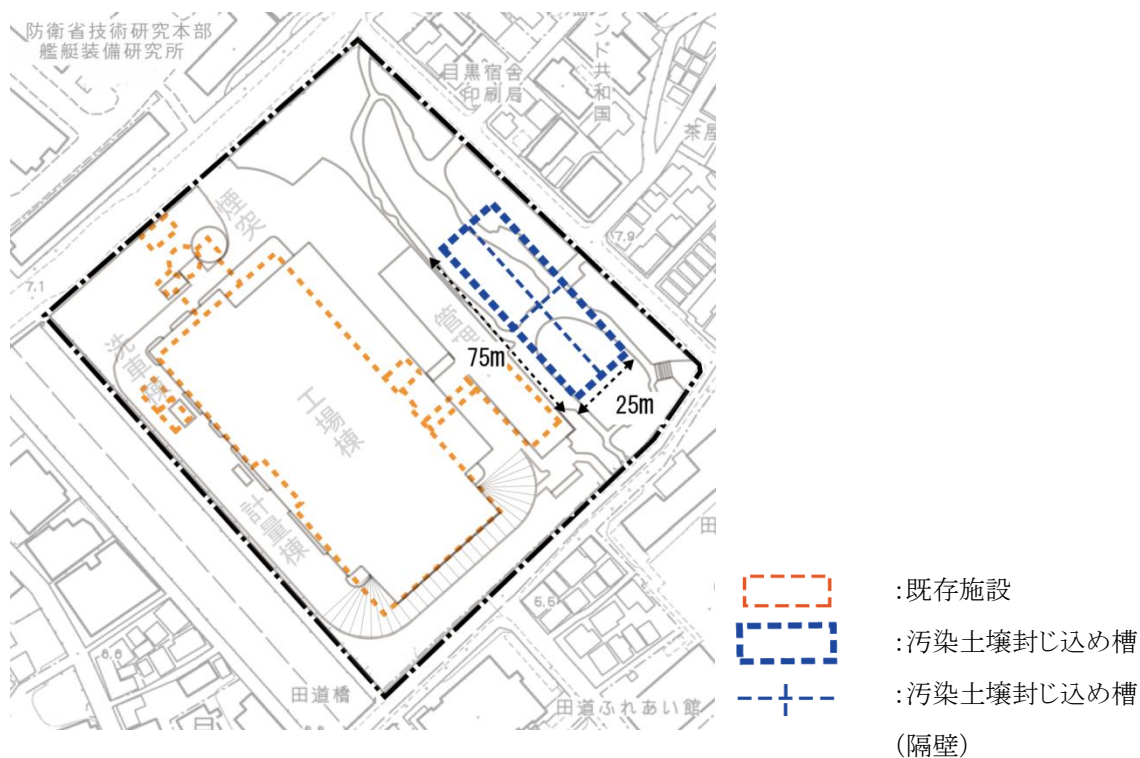
§ 土地利用の履歴等の状況

○土地利用の履歴等の状況

年	施設の内容	
大正7(1918)年	臨時窒素研究所(国)	・アンモニア合成及び硝酸合成に関する研究の開始
昭和3(1928)年	東京工業試験所第6部に改組	・高圧化学工業に関する試験研究業務
昭和32(1957)年	東京工業試験所	・工業触媒、一酸化炭素利用、高圧合成等の試験研究
昭和54(1979)年	廃止	・つくば市へ移転
昭和60(1985)年	都市計画決定	—
昭和63(1988)年	目黒清掃工場 汚染土壌処理工事完了	・水銀等による汚染土壌を処理し、緩衝緑地北東部地下封じ込め槽に封じ込め
平成2(1990)年	目黒清掃工場試運転開始	—
平成3(1991)年	目黒清掃工場稼働開始	—
平成12(2000)年	所有権移転	・東京二十三区清掃一部事務組合へ所有権の譲与
平成26(2014)年	清掃工場稼働中	・清掃工場は継続稼働中である。



## ○汚染土壌封じ込め槽位置図



## § 現地調査

### ○ 土壌の溶出量試験結果 (試料採取期間：平成 25年10月29日～11月2日)

単位:mg/L

調査地点	カドミウム	六価クロム	全シアン	総水銀	アルキル水銀	セレン	鉛	砒素	ふっ素	ほう素	PCB
S①	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	0.01	<0.0005
S②	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	0.01	<0.0005
S③	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.19	<0.01	<0.0005
S④	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.09	0.03	<0.0005
S⑤	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.01	<0.0005
S⑥	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.16	0.01	<0.0005
S⑦	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.01	<0.0005
S⑧	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.01	<0.0005
S⑨	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	0.01	<0.0005
S⑩	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.19	0.01	<0.0005
S⑪	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.24	0.01	<0.0005
S⑫	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.15	0.01	<0.0005
S⑬	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	0.01	<0.0005
S⑭	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.16	0.01	<0.0005
S⑮	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	0.01	<0.0005
S⑯	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	0.02	<0.0005
評価指標 (基準値)	0.01 以下	0.05 以下	検出されないこと	0.0005 以下	検出されないこと	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1 以下	検出されないこと

※1 基準値は、東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準(溶出量基準)を示す。

※2 <は定量下限値未満を示す。

○ 土壌の含有量試験結果 (試料採取期間：平成25年10月29日～11月2日) 単位:mg/kg

調査地点	カドミウム	六価クロム	全シアン	総水銀	セレン	鉛	砒素	ふっ素	ほう素
S①	<5	<5	<1	0.07	<5	<10	<5	72	35
S②	<5	<5	<1	<0.05	<5	<10	<5	79	37
S③	<5	<5	<1	<0.05	<5	<10	<5	84	35
S④	<5	<5	<1	<0.05	<5	<10	<5	97	40
S⑤	<5	<5	<1	<0.05	<5	<10	<5	87	43
S⑥	<5	<5	<1	0.09	<5	15	<5	90	41
S⑦	<5	<5	<1	0.08	<5	<10	<5	82	41
S⑧	<5	<5	<1	<0.05	<5	<10	<5	99	42
S⑨	<5	<5	<1	0.08	<5	<10	<5	66	33
S⑩	<5	<5	<1	<0.05	<5	<10	<5	100	27
S⑪	<5	<5	<1	0.08	<5	19	<5	100	39
S⑫	<5	<5	<1	0.07	<5	<10	<5	110	51
S⑬	<5	<5	<1	0.05	<5	<10	<5	85	35
S⑭	<5	<5	<1	0.08	<5	<10	<5	110	37
S⑮	<5	<5	<1	0.07	<5	<10	<5	110	39
S⑯	<5	<5	<1	0.06	<5	15	<5	93	37
評価指標 (基準値)	150 以下	250 以下	遊離シアン 50 以下	15 以下	150 以下	150 以下	150 以下	4000 以下	4000 以下

※1 基準値は、東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準(含有量基準)を示す。

※2 <は定量下限値未満を示す。

○ 土壌のダイオキシン類試験結果 (試料採取期間：平成25年11月1日～11月2日)

単位:pg-TEQ/g

対象項目	調査結果								評価指標(基準値)	
	調査地点	S①	S②	S③	S④	S⑤	S⑥	S⑦		S⑧
ダイオキシン類	調査地点	S①	S②	S③	S④	S⑤	S⑥	S⑦	S⑧	1000 以下 (250 以上) *
		8.8	47	8.0	25	10	6.6	9.8	14	
	調査地点	S⑨	S⑩	S⑪	S⑫	S⑬	S⑭	S⑮	S⑯	—
		6.0	1.8	10	57	15	11	13	19	1000 以下 (250 以上) *

※1 基準値は、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を示す。

※2 基準値及び調査結果は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

\* 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする「調査指標値」を示す。

○ 地下水質調査結果 (試料採取：平成25年10月31日～11月1日)

単位:mg/L

対象項目	調査結果		評価指標(基準値)
	調査地点 U①	調査地点 U②	
カドミウム	<0.001	<0.001	0.003 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	0.05 以下
全シアン	<0.1	<0.1	検出されないこと
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
セレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
鉛	<0.005	<0.005	0.01 以下
砒素	<0.001	<0.001	0.01 以下
ふっ素	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	0.06	0.08	1 以下
PCB	<0.0005	<0.0005	検出されないこと

※1 基準値は、地下水の水質汚濁に係る環境基準を示す。

※2 <は定量下限値未満を示す。

○ 地下水質調査結果(ダイオキシン類)(試料採取:平成25年10月31日~11月1日)

単位:pg-TEQ/L

対象項目	調査結果		評価指標(基準値)
	調査地点U①	調査地点U②	
ダイオキシン類	0.056	0.056	1以下

※1 基準値は、ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準を示す。

※2 基準値及び調査結果は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

## 廃棄物

### § 工事の施行中

○ 解体・建設工事における予測

種類	単位	排出量			再資源化率(%)	再利用量	処理・処分量
		解体工事 (地上解体)	建設工事 (地下解体含む)	合計			
コンクリート塊	t	41,340	9,846	51,186	100	51,186	0
がれき類	t	778	6,290	7,068	100	7,068	0
金属くず	t	6,848	2,951	9,799	100	9,799	0
廃プラスチック類	t	103	381	484	100	484	0
ガラスくず及び陶磁器くず	t	790	350	1,140	56	638	502
木くず	t	155	865	1,020	100	1,020	0
紙くず	t	1	26	27	100	27	0
繊維くず	t	0	4	4	100	4	0
その他	t	103	813	916	92	843	73
汚泥	m <sup>3</sup>	-	5,866	5,866	100	5,866	0
建設発生土	m <sup>3</sup>	-	171,926	171,926	100	171,926	0
廃棄物量合計 (汚泥・建設発生土を除く)	t	50,118	21,526	71,644	-	71,069	575

### § 工事の完了後

○ 施設の稼働における予測

種類	排出量(t/年)	資源化率(%)	再利用量(t/年)	処理・処分量(t/年)
主灰	10,697	20	2,139	8,558
飛灰処理汚泥	4,754	0	0	4,754
脱水汚泥	178	0	0	178
合計	15,629	-	2,139	13,490

※ 主灰のセメント原料化については清掃一組全体の清掃工場において、しゅん工年度に約45,000t程度を目標に計画していることから、各施設の年間排出主灰量と本事業から排出される主灰の量、目標資源化量の比率で算定した。

## 温室効果ガス

### § 工事の完了後

#### ○ 施設の稼働による温室効果ガス排出量予測

区 分	温室効果ガス排出量		
	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O
電力使用	14,460 t- CO <sub>2</sub> /年	—	—
都市ガス使用(助燃バーナ)	123 t- CO <sub>2</sub> /年	—	—
ごみ焼却	183,384 t- CO <sub>2</sub> /年	3.4 t- CO <sub>2</sub> /年	2,985 t- CO <sub>2</sub> /年
合 計(CO <sub>2</sub> 換算)	200,955 t- CO <sub>2</sub> /年		

※ ごみ焼却によるCO<sub>2</sub>排出量の予測においては、ごみ組成のうちバイオマスについてもCO<sub>2</sub>を排出するものとして計算した。

#### ○ 施設の稼働における温室効果ガス削減量予測

区 分	温室効果ガス削減量
ごみ発電	45,397 t- CO <sub>2</sub> /年
太陽光発電	32 t- CO <sub>2</sub> /年
余熱利用	320 t- CO <sub>2</sub> /年 (外部給熱)
合 計	45,749 t- CO <sub>2</sub> /年

## 【資料3】意見書の提出について

### 環境影響評価書案の縦覧場所

- (1) 縦覧期間 平成27年7月15日(水)から8月13日(木)まで(土日祝日は除く。)
- (2) 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで
- (3) 縦覧場所 東京都 環境局 総務部 環境政策課  
東京都 多摩環境事務所 管理課  
目黒区 環境清掃部 環境保全課  
港区 環境リサイクル支援部 環境課  
品川区 都市環境事業部 環境課  
渋谷区 都市整備部 環境保全課

上記の縦覧を補うため、次の場所において、縦覧図書を閲覧できます。

#### (4) 閲覧場所

##### 目黒区

目黒区企画経営部区民の声課	目黒区民センター(総合案内所)	北部地区サービス事務所
中央地区サービス事務所	南部地区サービス事務所	西部地区サービス事務所
田道住区センター	田道住区センター三田分室	中目黒住区センター
下目黒住区センター	八雲中央図書館	大橋図書館
中目黒駅前図書館	区民センター図書館	守屋図書館
目黒本町図書館	洗足図書館	緑が丘図書館

##### 港区

芝地区総合支所	麻布地区総合支所	赤坂地区総合支所
高輪地区総合支所	芝浦港南地区総合支所	みなと図書館

##### 品川区

大崎第一地域センター	品川図書館
------------	-------

当組合のホームページでも閲覧いただけます。次ページのお問合せ先にお尋ねください。

### 環境影響評価書案への意見書の提出

- (1) 提出期間 平成27年7月15日(水)から8月28日(金)まで
- (2) 提出方法 下記事項を記載し、持参又は郵送(当日消印有効)により提出
  - ①氏名及び住所  
(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地。都内在学・在勤者はその旨。)
  - ②対象事業の名称  
(「目黒清掃工場建替事業」とお書きください。)
  - ③環境保全の見地からの意見
- (3) 提出先 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎8階中央  
東京都 環境局 総務部 環境政策課  
電話 03-5388-3406

## お問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部 計画推進課  
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館 12階

電話 03-6238-0915 (直通)  
(8:30~17:15/土日祝日は除く。)

ファックス 03-6238-0930

ホームページ  
<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

印刷物登録
-------

平成27年度第15号
------------